

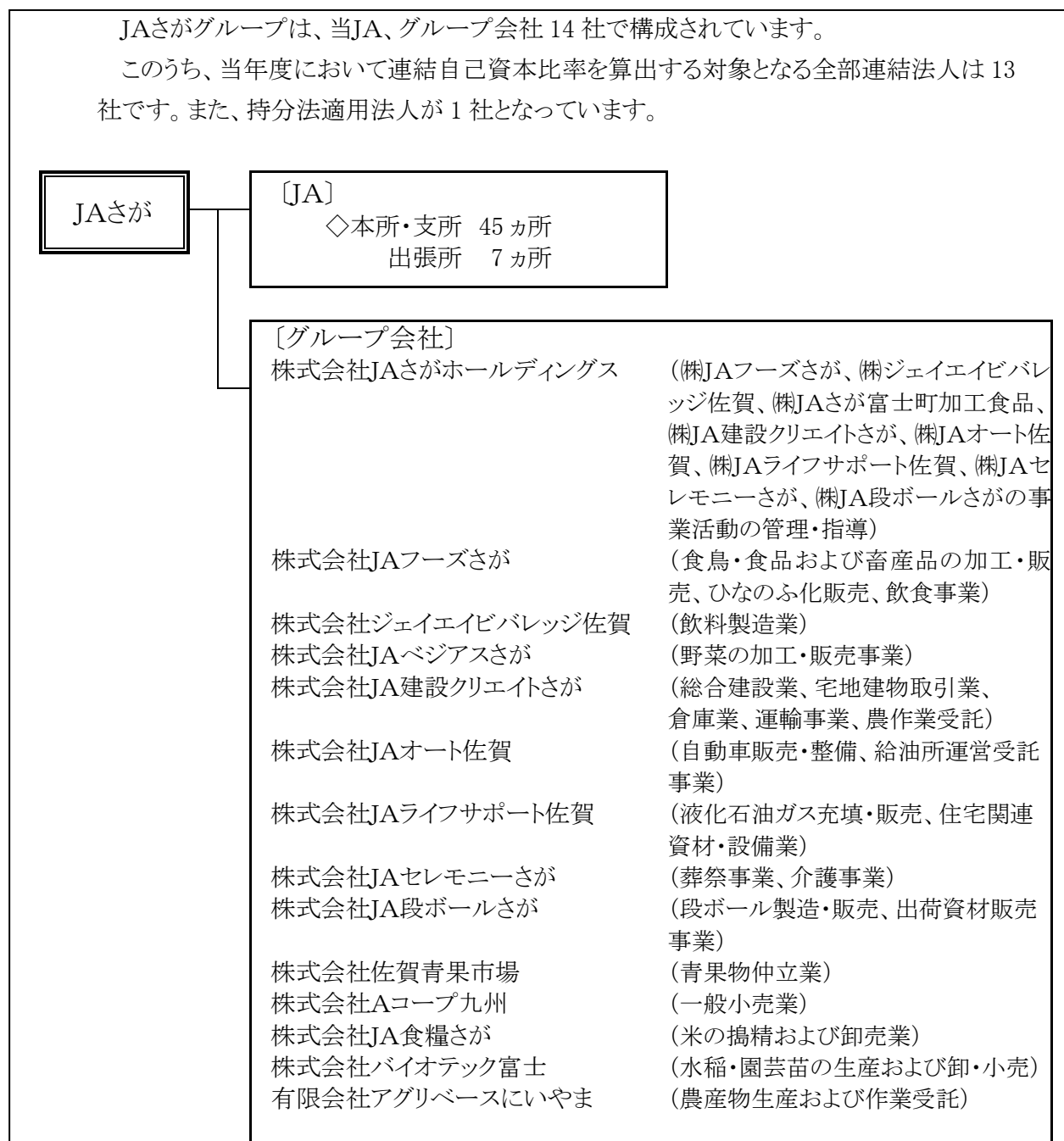
## VI 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1)グループの事業系統図

令和4年3月末

現在









## (5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
<b>( 資 産 の 部 )</b>		
1. 信用事業資産	717,915	732,962
(1) 現金および預金	500,598	494,853
(2) 有価証券	45,663	63,371
(3) 貸出金	171,068	174,126
(4) その他の信用事業資産	709	708
(5) 貸倒引当金	△124	△ 97
2. 共済事業資産	31	10
(1) その他の共済事業資産	31	10
3. 経済事業資産	34,393	38,046
(1) 受取手形および経済事業未収金	16,013	17,179
(2) 棚卸資産	6,104	5,965
(3) その他の経済事業資産	12,424	15,030
(4) 貸倒引当金	△149	△ 128
4. 雑資産	5,441	3,991
5. 固定資産	52,127	50,526
(1) 有形固定資産	51,573	50,062
建物	66,323	66,050
構築物	10,826	10,800
機械装置	37,473	37,504
土地	25,436	25,364
リース資産	508	519
建設仮勘定	62	129
其他有形固定資産	4,891	5,036
減価償却累計額	△93,947	△ 95,342
(2) 無形固定資産	553	464
其他無形固定資産	553	464
6. 外部出資	40,087	38,726
(1) 外部出資	40,087	38,726
(2) 外部出資等損失引当金	△0	△0
7. 繰延税金資産	261	1,007
<b>資産の部合計</b>	<b>850,258</b>	<b>865,272</b>



## (6) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>22,605</b>	<b>22,187</b>
(1) 信用事業収益	6,128	6,235
資金運用収益	5,745	5,865
(うち預金利息)	(2,955)	(2,985)
(うち有価証券利息)	(384)	(437)
(うち貸出金利息)	(2,117)	(2,106)
(うちその他受入利息)	(288)	(336)
役務取引等収益	191	196
その他事業直接収益	23	3
その他経常収益	166	169
(2) 信用事業費用	1,520	1,515
資金調達費用	243	197
(うち貯金利息)	(223)	(180)
(うち給付補填備金繰入)	(5)	(3)
(うち借入金利息)	(3)	(4)
(うちその他支払利息)	(10)	(9)
役務取引等費用	71	71
その他事業直接費	-	1
その他経常費用	1,205	1,243
(うち貸倒引当金戻入益)	(△55)	(△29)
信用事業総利益	4,608	4,719
(3) 共済事業収益	3,919	3,868
共済付加収入	3,683	3,608
その他の収益	236	259
(4) 共済事業費用	292	319
共済推進費および共済保全費	235	258
その他の費用	56	61
共済事業総利益	3,627	3,548
(5) 購買事業収益	45,051	37,091
購買品供給高	44,059	35,234
購買手数料	-	826
その他の収益	991	1,030
(6) 購買事業費用	39,471	32,167
購買品供給原価	38,849	31,662
購買供給費	131	143
その他の費用	490	362
(うち貸倒引当金戻入益)	(△5)	(△26)
購買事業総利益	5,579	4,923





## (7)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,613	1,483
減価償却費	3,170	3,430
減損損失	181	269
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△94	△48
賞与引当金の増加額(△は減少)	12	△21
退職給付に係る負債の増加額(△は減少)	△341	△609
その他引当金等の増加額(△は減少)	△61	45
その他非資金損益項目の調整額	69	370
信用事業資金運用収益	△5,749	△5,865
信用事業資金調達費用	243	197
共済貸付金利息	△0	-
受取雑利息および受取出資配当金	△505	△528
支払雑利息	35	30
有価証券関係損益(△は益)	△23	△1
固定資産売却損益(△は益)	△17	56
持分法による投資損益(△は益)	△48	△33
(信用事業活動による資産および負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△7,629	△3,058
預金の純増(△)減	△22,000	8,500
貯金の純増(△)減	26,271	19,786
信用事業借入金の純増(△)減	912	△1,860
その他信用事業資産の純増減	△0	1
その他信用事業負債の純増減	746	△966
(共済事業活動による資産および負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	0	-
共済資金の純増(△)減	△137	△29
その他共済事業資産の増減	△18	21
その他共済事業負債の増減	△8	19
(経済事業活動による資産および負債の増減)		
受取手形および経済事業未収金の純増(△)減	1,039	△1,166
経済受託債権の純増減	△832	△2,504
棚卸資産の純増(△)減	224	139
支払手形および経済事業未払金の純増(△)減	△431	843
経済受託債務の純増減	55	811
その他経済事業資産の増減	238	△101
その他経済事業負債の増減	1	△1
(その他の資産および負債の増減)		
その他資産の純増減	△793	1,451
その他負債の純増減	843	△1,422
未払消費税の増減額	△130	335
信用事業資金運用による収入	5,735	5,872
信用事業資金調達による支出	△227	△172
共済貸付金利息による収入	0	-
事業分量配当金の支払額	△249	△265
小 計	2,092	25,011

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
雑利息および出資配当金の受取額	505	528
雑利息の支払額	△35	△30
法人税等の支払額	△559	△306
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,003	25,203
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△6,614	△19,858
有価証券の売却等による収入	1,522	401
補助金の受入れによる収入	1,914	839
固定資産の取得による支出	△4,957	△3,575
固定資産の売却による収入	532	206
外部出資による支出	△135	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,737	△21,987
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	1,748	422
設備借入金の返済による支出	△558	△557
出資の増額による収入	679	665
出資の払戻しによる支出	△854	△853
持分の取得による支出	△130	△130
持分の譲渡による収入	145	134
出資配当金の支払額	△160	△135
非支配株主持分への配当金支払額	△1	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	866	△460
4 現金および現金同等物の増加額	4,867	2,755
5 現金および現金同等物の期首残高	14,057	9,189
6 現金および現金同等物の期末残高	9,189	11,944



令和2年度注記表	令和3年度注記表								
<p>(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>① 建物(附属設備を除く)</p> <p>ア. 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。ただし、カントリー、共乾施設などの共同利用施設等については、旧定額法を採用しています。</p> <p>イ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。</p> <p>ウ. 平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。</p> <p>② 建物以外</p> <p>ア. 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。</p> <p>イ. 平成19年4月1日以後に取得したもの 250%定率法を採用しています。</p> <p>ウ. 平成24年4月1日以後に取得したもの 200%定率法を採用しています。</p> <p>エ. 平成28年4月1日以後に取得したもの(建物附属設備および構築物) 定額法を採用しています。</p> <p>オ. カントリー、共乾施設などの共同利用施設等における建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品および生物については、旧定額法または定額法を採用しています。</p> <p>耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="279 1142 494 1198"> <tr> <td>建物</td> <td>31年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>7年～12年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>② 現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。</p> <p>③ 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査</p>	建物	31年～50年	機械装置	7年～12年	<p>(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(5) その他の棚卸資産(グループ会社)</p> <p>… 総平均法による原価法(2社)、最終仕入原価法による原価法(7社) 売価還元法による原価法(2社)、先入先出法による原価法(1社) (収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>① 建物(附属設備を除く)</p> <p>ア. 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。ただし、カントリー、共乾施設などの共同利用施設等については、旧定額法を採用しています。</p> <p>イ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。</p> <p>ウ. 平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。</p> <p>② 建物以外</p> <p>ア. 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。</p> <p>イ. 平成19年4月1日以後に取得したもの 250%定率法を採用しています。</p> <p>ウ. 平成24年4月1日以後に取得したもの 200%定率法を採用しています。</p> <p>エ. 平成28年4月1日以後に取得したもの(建物附属設備および構築物) 定額法を採用しています。</p> <p>オ. カントリー、共乾施設などの共同利用施設等における建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品および生物については、旧定額法または定額法を採用しています。</p> <p>耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="949 1142 1165 1198"> <tr> <td>建物</td> <td>31年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>7年～12年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。</p> <p>なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>② 現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。</p> <p>③ 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査</p>	建物	31年～50年	機械装置	7年～12年
建物	31年～50年								
機械装置	7年～12年								
建物	31年～50年								
機械装置	7年～12年								

令和2年度注記表	令和3年度注記表
<p>定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および特定退職共済資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 《原則法を採用する親会社の正職員》</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度から費用処理することとしています。</p> <p>《簡便法を採用する職種》 退職金制度ごとに職員数300人未満であることから、本所(旧経済連正職員以外)、佐城地区(正職員以外)、中部地区(正職員以外)、東部地区(正職員以外)、神埼地区(正職員以外)、みどり地区(正職員以外)およびグループ会社社員の退職給付引当金は、職員および社員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては、貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。</p>	<p>定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および特定退職共済資産の見込額に基づき計上しています。 《原則法を採用する親会社の正職員》</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度から費用処理することとしています。</p> <p>《簡便法を採用する職種》 退職金制度ごとに職員数300人未満である本所(旧経済連正職員以外)、佐城地区(正職員以外)、中部地区(正職員以外)、東部地区(正職員以外)、神埼地区(正職員以外)、みどり地区(正職員以外)、グループ会社社員の退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては、貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>5. 収益および費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> <p>(4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品・肥料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p>



令和2年度注記表	令和3年度注記表
<p>5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。</p> <p>6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。</p> <p>(2) 米の共同計算 当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのため、最終精算までは、販売経費見合いの預り金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金の支払額や支出した販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上しています。 年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売経費見合い)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)および当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払額を確定した時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。</p> <p>第3. 表示方法の変更に関する注記 1. 適用初年度における会計上の見積りに関する注記 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性」、「固定資産の減損」に関する見積りに関する情報を後掲の「第4. 会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>	<p>(5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(6) 宅地等供給事業 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れおよびその買入れに係る土地の売渡または貸付けの事業であり、利用者等との契約に基づき、物件を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引渡時点で収益を認識しています。</p> <p>(7) 農業経営事業 新規就農希望者に対する教育・研修のために行う園芸の経営および産地形成のための肉用牛の生産・肥育・養豚等の近代的な施設と設備を活用した畜産業のモデル事業であり、利用者との契約に基づき、同施設内で生産した園芸・畜産物を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は園芸・畜産物を引き渡す時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(8) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。</p> <p>(2) 米の共同計算 当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのため、最終精算までは、販売経費見合いの預り金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金の支払額や支出した販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上しています。 年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売経費見合い)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)および当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払額を確定した時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。</p> <p>(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>第3. 会計方針の変更に関する注記 1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 代理人取引に係る収益認識 財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すな</p>



令和2年度注記表	令和3年度注記表																																																																																		
<p>第5. 誤謬の訂正に関する注記 前事業年度において固定資産の未実現利益の消去に伴い、修正した帳簿上の減価償却費1百万円が過剰に消去されていました。 当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度の期首における純資産額は1百万円減少しています。</p> <p>第6. 連結貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 固定資産の圧縮記帳額 平成19年度合併以降、国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は12,050百万円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 建物</td><td>2,591百万円</td></tr> <tr><td>(2) 建物附属設備</td><td>866百万円</td></tr> <tr><td>(3) 構築物</td><td>2,881百万円</td></tr> <tr><td>(4) 機械装置</td><td>5,282百万円</td></tr> <tr><td>(5) 車輛・運搬具</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>(6) 器具・備品</td><td>198百万円</td></tr> <tr><td>(7) 生物</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>(8) 土地</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>(9) リース動産</td><td>176百万円</td></tr> <tr><td>(10) 一括償却資産</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 担保に供している資産は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 定期預金</td><td>7,700百万円 (為替決済取引の担保として差入)</td></tr> <tr><td>(2) 定期預金</td><td>120百万円 (公金事務取扱の担保として差入)</td></tr> <tr><td>(3) 機械装置および構築物</td><td>0百万円 (短期借入金担保として差入)</td></tr> <tr><td>(4) 建物および建物附属設備</td><td>182百万円 (短期借入金担保として差入)</td></tr> <tr><td>(5) 土地</td><td>581百万円 (短期借入金担保として差入)</td></tr> </table> <p>3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額 79百万円 理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はありません。</p> <p>4. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>1,123</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>1,345</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(1) 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>(2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(3) 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p>	(1) 建物	2,591百万円	(2) 建物附属設備	866百万円	(3) 構築物	2,881百万円	(4) 機械装置	5,282百万円	(5) 車輛・運搬具	24百万円	(6) 器具・備品	198百万円	(7) 生物	0百万円	(8) 土地	26百万円	(9) リース動産	176百万円	(10) 一括償却資産	1百万円	(1) 定期預金	7,700百万円 (為替決済取引の担保として差入)	(2) 定期預金	120百万円 (公金事務取扱の担保として差入)	(3) 機械装置および構築物	0百万円 (短期借入金担保として差入)	(4) 建物および建物附属設備	182百万円 (短期借入金担保として差入)	(5) 土地	581百万円 (短期借入金担保として差入)	区分	金額	破綻先債権額	154	延滞債権額	1,123	3か月以上延滞債権	15	貸出条件緩和債権額	51	合計額	1,345	<p>主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>第6. 連結貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 固定資産の圧縮記帳額 平成19年度合併以降、国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は12,822百万円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 建物</td><td>2,597百万円</td></tr> <tr><td>(2) 建物附属設備</td><td>874百万円</td></tr> <tr><td>(3) 構築物</td><td>3,514百万円</td></tr> <tr><td>(4) 機械装置</td><td>5,358百万円</td></tr> <tr><td>(5) 車輛・運搬具</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>(6) 器具・備品</td><td>249百万円</td></tr> <tr><td>(7) 土地</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>(8) リース動産</td><td>176百万円</td></tr> <tr><td>(9) 一括償却資産</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 担保に供している資産は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 定期預金</td><td>10,150百万円 (為替決済取引の担保として差入)</td></tr> <tr><td>(2) 定期預金</td><td>170百万円 (公金事務取扱の担保として差入)</td></tr> <tr><td>(3) 機械装置および構築物</td><td>0百万円 (短期借入金担保として差入)</td></tr> <tr><td>(4) 建物および建物附属設備</td><td>167百万円 (短期借入金担保として差入)</td></tr> <tr><td>(5) 土地</td><td>581百万円 (短期借入金担保として差入)</td></tr> </table> <p>3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額 61百万円 理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はありません。</p> <p>4. 信用事業を行う組合に要求される注記 (1) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産更生債権およびこれらに準ずる債権額</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>595</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>1,082</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(2) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。</p> <p>(3) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く)です。</p> <p>(4) 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。</p> <p>(5) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的と</p>	(1) 建物	2,597百万円	(2) 建物附属設備	874百万円	(3) 構築物	3,514百万円	(4) 機械装置	5,358百万円	(5) 車輛・運搬具	24百万円	(6) 器具・備品	249百万円	(7) 土地	26百万円	(8) リース動産	176百万円	(9) 一括償却資産	1百万円	(1) 定期預金	10,150百万円 (為替決済取引の担保として差入)	(2) 定期預金	170百万円 (公金事務取扱の担保として差入)	(3) 機械装置および構築物	0百万円 (短期借入金担保として差入)	(4) 建物および建物附属設備	167百万円 (短期借入金担保として差入)	(5) 土地	581百万円 (短期借入金担保として差入)	区分	金額	破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	412	危険債権額	595	3か月以上延滞債権	14	貸出条件緩和債権額	59	合計額	1,082
(1) 建物	2,591百万円																																																																																		
(2) 建物附属設備	866百万円																																																																																		
(3) 構築物	2,881百万円																																																																																		
(4) 機械装置	5,282百万円																																																																																		
(5) 車輛・運搬具	24百万円																																																																																		
(6) 器具・備品	198百万円																																																																																		
(7) 生物	0百万円																																																																																		
(8) 土地	26百万円																																																																																		
(9) リース動産	176百万円																																																																																		
(10) 一括償却資産	1百万円																																																																																		
(1) 定期預金	7,700百万円 (為替決済取引の担保として差入)																																																																																		
(2) 定期預金	120百万円 (公金事務取扱の担保として差入)																																																																																		
(3) 機械装置および構築物	0百万円 (短期借入金担保として差入)																																																																																		
(4) 建物および建物附属設備	182百万円 (短期借入金担保として差入)																																																																																		
(5) 土地	581百万円 (短期借入金担保として差入)																																																																																		
区分	金額																																																																																		
破綻先債権額	154																																																																																		
延滞債権額	1,123																																																																																		
3か月以上延滞債権	15																																																																																		
貸出条件緩和債権額	51																																																																																		
合計額	1,345																																																																																		
(1) 建物	2,597百万円																																																																																		
(2) 建物附属設備	874百万円																																																																																		
(3) 構築物	3,514百万円																																																																																		
(4) 機械装置	5,358百万円																																																																																		
(5) 車輛・運搬具	24百万円																																																																																		
(6) 器具・備品	249百万円																																																																																		
(7) 土地	26百万円																																																																																		
(8) リース動産	176百万円																																																																																		
(9) 一括償却資産	1百万円																																																																																		
(1) 定期預金	10,150百万円 (為替決済取引の担保として差入)																																																																																		
(2) 定期預金	170百万円 (公金事務取扱の担保として差入)																																																																																		
(3) 機械装置および構築物	0百万円 (短期借入金担保として差入)																																																																																		
(4) 建物および建物附属設備	167百万円 (短期借入金担保として差入)																																																																																		
(5) 土地	581百万円 (短期借入金担保として差入)																																																																																		
区分	金額																																																																																		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	412																																																																																		
危険債権額	595																																																																																		
3か月以上延滞債権	14																																																																																		
貸出条件緩和債権額	59																																																																																		
合計額	1,082																																																																																		



令和2年度注記表	令和3年度注記表																																																																																																								
<p>(4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法および同法第10条に規定する差額 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1) 再評価を行った年月日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>土地の再評価を行った年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐城地区</td> <td>平成11年3月31日および平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>中部地区(佐賀市)</td> <td>平成11年3月31日</td> </tr> <tr> <td>中部地区(諸富町)</td> <td>平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>中部地区(ふじ町)</td> <td>平成14年3月31日</td> </tr> <tr> <td>東部地区</td> <td>平成11年3月31日および平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>神埼地区</td> <td>平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>みどり地区</td> <td>平成11年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、白石地区と本所(旧経済連)、グループ会社については、土地の再評価を行っておりません。</p> <p>(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は907百万円です。</p> <p>(3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>	地区名	土地の再評価を行った年月日	佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日	中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日	中部地区(諸富町)	平成12年3月31日	中部地区(ふじ町)	平成14年3月31日	東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日	神埼地区	平成12年3月31日	みどり地区	平成11年3月31日	<p>して、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法および同法第10条に規定する差額 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1) 再評価を行った年月日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>土地の再評価を行った年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐城地区</td> <td>平成11年3月31日および平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>中部地区(佐賀市)</td> <td>平成11年3月31日</td> </tr> <tr> <td>中部地区(諸富町)</td> <td>平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>中部地区(ふじ町)</td> <td>平成14年3月31日</td> </tr> <tr> <td>東部地区</td> <td>平成11年3月31日および平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>神埼地区</td> <td>平成12年3月31日</td> </tr> <tr> <td>みどり地区</td> <td>平成11年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、白石地区と本所(旧経済連)、グループ会社については、土地の再評価を行っておりません。</p> <p>(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は746百万円です。</p> <p>(3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>	地区名	土地の再評価を行った年月日	佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日	中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日	中部地区(諸富町)	平成12年3月31日	中部地区(ふじ町)	平成14年3月31日	東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日	神埼地区	平成12年3月31日	みどり地区	平成11年3月31日																																																																								
地区名	土地の再評価を行った年月日																																																																																																								
佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日																																																																																																								
中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日																																																																																																								
中部地区(諸富町)	平成12年3月31日																																																																																																								
中部地区(ふじ町)	平成14年3月31日																																																																																																								
東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日																																																																																																								
神埼地区	平成12年3月31日																																																																																																								
みどり地区	平成11年3月31日																																																																																																								
地区名	土地の再評価を行った年月日																																																																																																								
佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日																																																																																																								
中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日																																																																																																								
中部地区(諸富町)	平成12年3月31日																																																																																																								
中部地区(ふじ町)	平成14年3月31日																																																																																																								
東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日																																																																																																								
神埼地区	平成12年3月31日																																																																																																								
みどり地区	平成11年3月31日																																																																																																								
<p>第7. 連結損益計算書に関する注記</p> <p>1. 減損損失に関する注記</p> <p>(1) グルーピングの方法と共用資産の概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位として次のグルーピングを行いました。 ① エリア、事業、事業所単位の43グループとしました。 ② エリアについては総合(基幹)支所単位とし、事業・事業所は施設単位としました。 ③ 業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)および給油所等は、最小単位としました。 なお、本所・地区中央支所・営農経済センター事務所等、指導・販売・農業用関連施設・生活文化関連施設等の共同利用施設で、それ自体にキャッシュ・フロー(使用価値)がない場合、または、事業のキャッシュ・フローだけで投資額の回収を考えていないものは、共用資産と位置づけました。</p> <p>(2) 減損損失を認識した資産または資産グループ ① 当該資産または資産グループの概要 当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多久グリーンセンター</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地および建物</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>山内資材店舗</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地および建物</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>IAフーズ伊万里食品工場</td> <td>工場</td> <td>建物等</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>みやき町西島</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>みやき町寄人</td> <td>遊休</td> <td>土地および建物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>みやき町天建寺</td> <td>遊休</td> <td>土地および建物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>上郷町大字堤</td> <td>遊休</td> <td>土地および建物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>武雄市山内町</td> <td>遊休</td> <td>土地および建物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>武雄市山内町</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>太良町大浦</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>太良町多良</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>白石町今泉</td> <td>遊休</td> <td>建物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	多久グリーンセンター	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産	山内資材店舗	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産	IAフーズ伊万里食品工場	工場	建物等	事業用固定資産	みやき町西島	遊休	土地	業務外固定資産	みやき町寄人	遊休	土地および建物	業務外固定資産	みやき町天建寺	遊休	土地および建物	業務外固定資産	上郷町大字堤	遊休	土地および建物	業務外固定資産	武雄市山内町	遊休	土地および建物	業務外固定資産	武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産	太良町大浦	遊休	土地	業務外固定資産	太良町多良	遊休	土地	業務外固定資産	白石町今泉	遊休	建物	業務外固定資産	<p>第6. 連結損益計算書に関する注記</p> <p>1. 減損損失に関する注記</p> <p>(1) グルーピングの方法と共用資産の概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位として次のグルーピングを行いました。 ① 支所、事業の5グループとしました。 ② 支所は各支所単位、事業は施設単位としました。 ③ 業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)は、最小単位としました。 なお、本所・総合部事務所・営農経済センターおよび園芸センター事務所等の本所機能施設、農業関連施設・農機センター・駅前店舗(コムボックス佐賀駅前店)・生活文化福祉関連施設や共同利用施設で、それ自体にキャッシュ・フロー(使用価値)がない場合、または、事業のキャッシュ・フローだけで投資額の回収を考えていないものは、共用資産と位置づけました。</p> <p>(2) 減損損失を認識した資産または資産グループ ① 当該資産または資産グループの概要 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※(特産物生活総合センター)</td> <td>営業用事務所</td> <td>土地</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>※ 大和グリーンセンター</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>※ 多久グリーンセンター</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地および建物</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>※ 鳥栖給油所</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>※ 諸富町給油所</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>あさひ給油所</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>有明干拓給油所</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地および建物</td> <td>事業用固定資産</td> </tr> <tr> <td>小城市牛津町</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>小城市牛津町</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>佐賀市川副町</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>佐賀市大和町</td> <td>遊休</td> <td>土地および建物</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> <tr> <td>小城市小城町</td> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>業務外固定資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	※(特産物生活総合センター)	営業用事務所	土地	事業用固定資産	※ 大和グリーンセンター	営業用店舗	土地	事業用固定資産	※ 多久グリーンセンター	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産	※ 鳥栖給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産	※ 諸富町給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産	あさひ給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産	有明干拓給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産	小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産	小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産	佐賀市川副町	遊休	土地	業務外固定資産	佐賀市大和町	遊休	土地および建物	業務外固定資産	小城市小城町	遊休	土地	業務外固定資産
場所	用途	種類	その他																																																																																																						
多久グリーンセンター	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産																																																																																																						
山内資材店舗	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産																																																																																																						
IAフーズ伊万里食品工場	工場	建物等	事業用固定資産																																																																																																						
みやき町西島	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
みやき町寄人	遊休	土地および建物	業務外固定資産																																																																																																						
みやき町天建寺	遊休	土地および建物	業務外固定資産																																																																																																						
上郷町大字堤	遊休	土地および建物	業務外固定資産																																																																																																						
武雄市山内町	遊休	土地および建物	業務外固定資産																																																																																																						
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
太良町大浦	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
太良町多良	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
白石町今泉	遊休	建物	業務外固定資産																																																																																																						
場所	用途	種類	その他																																																																																																						
※(特産物生活総合センター)	営業用事務所	土地	事業用固定資産																																																																																																						
※ 大和グリーンセンター	営業用店舗	土地	事業用固定資産																																																																																																						
※ 多久グリーンセンター	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産																																																																																																						
※ 鳥栖給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産																																																																																																						
※ 諸富町給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産																																																																																																						
あさひ給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産																																																																																																						
有明干拓給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産																																																																																																						
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
佐賀市川副町	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						
佐賀市大和町	遊休	土地および建物	業務外固定資産																																																																																																						
小城市小城町	遊休	土地	業務外固定資産																																																																																																						



令和2年度注記表	令和3年度注記表
<p>エ、(株)ジェイエビバレッジ佐賀の開東工場(社員寮)は、遊休資産であり、回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額から処分見込費用を控除し、帳簿価額と回収可能額の差額を減損損失額としました。</p> <p>第8.金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。</p> <p>また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的の債券およびその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。</p> <p>また、通常の貸出取引については、本所に債権管理部を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組みんでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などにに基づき、運用を行っています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,369百万円減少するものと把握しています。</p>	<p>④ 回収可能価額の算出方法</p> <p>ア、回収可能価額の算出については、原則として土地の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該資産の固定資産税評価額を0.7で除した額とし、売却にかかる費用(解体費等)を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。</p> <p>イ、上記①の場所欄※印の回収可能価額は、土地および建物の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該土地の固定資産税評価額を0.7で除した額と当該建物の帳簿価額を70%で乗じた額(担保評価基準に基づく)の合計とし、売却にかかる費用を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。</p> <p>第7.金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。</p> <p>また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的の債券およびその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。</p> <p>また、通常の貸出取引については、本所に債権管理部を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組みんでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などにに基づき、運用を行っています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が602百万円減少するものと把握しています。</p>















令和2年度注記表	令和3年度注記表																								
<p>第12. 重要な後発事象に関する事項 当該事項はありません</p> <p>第13. その他の注記</p> <p>1. 資産除去債務に関する事項</p> <p>(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>① 当該資産除去債務の概要 当組合およびグループ会社の共同利用施設や飲食・直販店舗等の一部は、設置の際に土地または建物所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 また、支所および工場等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。</p> <p>② 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～34年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。</p> <p>③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="1" data-bbox="199 1668 646 1803"> <tr> <td>・期首残高</td> <td>162百万円</td> </tr> <tr> <td>・有形固定資産の取得等に伴う増加</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>・時の経過による調整額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>・資産除去債務の履行による減少額</td> <td>△4百万円</td> </tr> <tr> <td>・期末残高</td> <td>179百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、共同利用施設や農業倉庫等の一部に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を多数有していますが、当該共同利用施設や農業倉庫等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	・期首残高	162百万円	・有形固定資産の取得等に伴う増加	19百万円	・時の経過による調整額	1百万円	・資産除去債務の履行による減少額	△4百万円	・期末残高	179百万円	<p>第11. 賃貸不動産に関する注記</p> <p>1. 資産除去債務に関する事項 当組合では、佐賀市その他の地域において保有する建物等を賃貸の用に供しています。</p> <p>2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="858 421 1428 495"> <thead> <tr> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,382</td> <td>9,116</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。 (注2)当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。</p> <p>第12. 合併に関する注記 当事業年度において、包括承継対象資産の全部について、当該包括承継直前の帳簿価額を付す包括承継が行われています。</p> <p>(1) 包括承継消滅組合の名称 佐城地区園芸販売農業協同組合連合会 (2) 包括承継の経過 佐城地区園芸販売農業協同組合連合会の会員が1会員(本組合)となったことに伴う権利義務承継(農業協同組合法第70条の規定による)</p> <p>(3) 包括承継日 令和4年10月1日 (4) 包括承継存続組合の名称 佐賀県農業協同組合 (5) 包括承継消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額および主な内訳 資産 532百万円(うち預金283百万円、固定資産207百万円、外部出資41百万円、その他雑資産0百万円) 負債 4百万円(うち雑負債1百万円、未払法人税等2百万円) 純資産 528百万円(うち出資金30百万円、準備金・積立金497百万円) また抱合せ出資消滅差損50百万円をその他の特別損失に計上しています。</p> <p>第13. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p> <p>第14. 重要な後発事象に関する事項 当該事項はありません</p> <p>第15. その他の注記</p> <p>1. 資産除去債務に関する事項</p> <p>(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>① 当該資産除去債務の概要 当組合およびグループ会社の共同利用施設や飲食・直販店舗等の一部は、設置の際に土地または建物所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。 また、支所および工場等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。</p> <p>② 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～34年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。</p> <p>③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="1" data-bbox="869 1668 1316 1803"> <tr> <td>・期首残高</td> <td>179百万円</td> </tr> <tr> <td>・有形固定資産の取得等に伴う増加</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>・時の経過による調整額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>・資産除去債務の履行による減少額</td> <td>△2百万円</td> </tr> <tr> <td>・期末残高</td> <td>178百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、共同利用施設や農業倉庫等の一部に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を多数有していますが、当該共同利用施設や農業倉庫等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	貸借対照表計上額	時価	6,382	9,116	・期首残高	179百万円	・有形固定資産の取得等に伴う増加	0百万円	・時の経過による調整額	1百万円	・資産除去債務の履行による減少額	△2百万円	・期末残高	178百万円
・期首残高	162百万円																								
・有形固定資産の取得等に伴う増加	19百万円																								
・時の経過による調整額	1百万円																								
・資産除去債務の履行による減少額	△4百万円																								
・期末残高	179百万円																								
貸借対照表計上額	時価																								
6,382	9,116																								
・期首残高	179百万円																								
・有形固定資産の取得等に伴う増加	0百万円																								
・時の経過による調整額	1百万円																								
・資産除去債務の履行による減少額	△2百万円																								
・期末残高	178百万円																								

